

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号から第6号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、地方自治の振興と発展を図り、もって、住民福祉の増進に資することを目的としている。地域住民に最も身近な自治体である市町村に対して、資金の低利な融資や市町村が行う地域振興事業に対する助成、地域住民のニーズに対応すべく市町村職員の人材育成事業等を行うことにより、円滑な行政運営が行われ、地域の振興と発展が実現されることから「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(12) 資金貸付、債務保証等	1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。 3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。 4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。 5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。) 6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。	【1】事業概要のうちの資金貸付事業について 1 当協会が資金貸付の原資としている宝くじ収益金は、地方財政法第32条において、公共事業その他公益の増進を図ることを目的に行われる事業で、地方行政の運営上緊急に推進する必要がある総務省令で定める事業に充てるよう、その用途が限定されております。また、当協会の定款第3条において「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該資金貸付事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けております。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しております。 2 貸付対象事業は、当協会の宝くじ交付金基金設置規程第6条で規定する「災害時における市町村の緊急融資事業及び災害防止対策事業等」及び「市町村における緊急に整備を要する施設等整備事業」であり、市町村が地方債を発行して行う公共事業に限定して資金を貸付けています。また、その他の条件では、他の資金貸付に比べ低い利率等で貸付けていることから、借受け団体である市町村にとっては財政負担が軽減され、より低コストで住民生活に不可欠な社会資本の整備が行われております。このことから「市町村の健全な発展と住民福祉の増進に資する目的を達成する事業」に合致するものと考えます。 3 資金貸付事業は、市町村が地方債を発行	

		して行う公共事業に対して資金貸付を行っているため、貸付団体が神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村(政令指定都市は宝くじの発行権があり、サマージャンボ宝くじは発行権がない市町村の財産)に限定されますが、当該団体が住民のために行う公共事業の資金を貸付けることは、不特定多数の住民に受益が及ぶものと考えます。 5 当協会が行った貸付事業の条件、貸付金額、貸付件数、貸付市町村等は、当協会のホームページで公開しております。 6 当協会が行う資金貸付事業の対象については、市町村が地方債を発行して行う公共事業であることが条件になっていることから、神奈川県総務局企画調整部市町村財政課が関与しております。(地方債の発行については、神奈川県知事へ届け出るほか神奈川県知事の同意又は許可が必要です。) その他説明事項	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【1】 事業概要のうち、交付事業について 1 事業目的 当協会の定款第3条において、「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該交付事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けております。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しています。 2 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 市町村振興宝くじ交付金交付事業の受益の機会が与えられる対象は市町村であり、地域住民に身近な行政の担い手である市町村を通じ、広く住民に受益が及んでおり、受益の機会が一般に開かれていると考えます。 イ 事業の質を確保するための方策、ウ審査・選考の公正性確保 事業の質や公正性を確保するために、市町村行政に対し豊富な知識と経験を有している市町村長などで組織する「理事会」において定めた規程などの基準に基づき実施しております。また、地方財政法第32条に掲げる事業に充当されるかどうか、申請時に事業計画書を添付させ、事業終了後は報告書の提出を求めています。さらに交付額等については協会のホームページで公表しております。 エ その他 販売促進や共同宣伝のような事実はありません。 その他説明事項	

(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【1】事業概要のうち、助成事業について 1 事業目的 当協会の定款第3条において、「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該助成事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けております。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しております。 2 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 助成事業の受益の機会が与えられる対象は、市町村及び市町村関係団体であり、当該市町村及び市町村関係団体の政策課題や地域活性化のための調査研究等の取組みを支援することで市町村振興、地方自治の振興が図られ、もって住民の受益に繋がると考えます。 イ 事業の質を確保するための方策及び ウ 審査・選考の公正性確保 事業の質や公正性を確保するために、市町村行政に対し豊富な知識と経験を有している市町村長などで組織する「理事会」において定めた規程などの基準に基づき実施しております。また、各助成事業要綱等に定める基準を満たしているか、申請時に事業計画書を添付させ、事業終了後には報告書の提出を求めています。さらに、助成事業の内容や助成額等については、協会のホームページで公開しています。 エ その他 販売促進や共同宣伝のような事実はありません。 その他説明事項	
(3) 講座、セミナー、育成	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【1】事業概要のうち、研修事業について 1 本事業は、市町村行政を担う職員等の資質の向上を目的とした知識や技術の付与を目的として行っております。また、当協会の定款第3条において、「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該研修事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けています。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しております。 2 当協会では、市町村職員の資質の向上を目的として研修を実施しています。 これは、市町村単位では受講数が少なく、非効率になりがちな職員の研修を合同で実施しているもので、その内容も、地方分権の発展とともに複雑多様化している市町村行政を担い、地域社会の公平、円滑な運営に重要な役割を果たしている市町村職員の資質の一層の向上を目的として、限られた時間の中で集中的、実践的な研修を目指しているため、一般に多くは開かれておりません。しかしながら、市町村職員が次々に発生する新たな	

		行政課題に対応するために必要な知識や技術を修得することを目的とした研修を開催することは、住民に提供する行政サービスの質的な向上を図り、広く地域社会全体に利益を及ぼすことができると考えます。また、その実施状況等については、当協会のホームページなどを活用し、一般に広く公開しています。 3 研修会の講師には、全国の大学や研究所、その他講演テーマに合った専門的な研究を行っている機関等の第一人者を充てるなど、単独の市町村では、なかなか招聘することができないような講師を起用しております。また、その他、各市町村の研修担当者などの意見を参考にするなど、質の確保に努めています。 4 招聘する講師の謝金、報酬については、その講師の身分やマスコミ等の露出等、他の団体の招聘状況などを勘案しながら、適当だと思われる額を提示し、過大な報酬を支出しないように努めています。 その他説明事項	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	【1】事業概要のうち、情報提供事業について 1 事業目的 当協会の定款の第3条において、「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該情報提供事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けています。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しています。 2 事業の合目的性 ア 受益の機会の公開 電子会議室の利用については、市町村職員に限定されておりますが、利用の内容が行政運営に関する事に限られていますので、市町村職員が行政運営上の課題や情報の交換となる場となるので、地域住民に直接関わる行政の担い手である市町村の円滑な業務遂行が図られ市町村の振興が図られております。なお機関誌については、市町村が配布先となっておりますが、市町村の図書館に回付され地域住民にも地方自治の仕組みや行政課題など市町村を取り巻く諸課題について情報を共有できています。 イ 事業の質を確保するための方策 ウ 審査・選考の公正性の確保 機関誌の発行については市町村の情報を集約している広報担当の職員で組織する「機関紙編集委員会」において掲載内容等の審査がなされ、より広く市町村が求める情報を掲載することとしております。電子会議室の開設については、市町村職員のフリートーキングの場の提供であり、市町村職員個々が経験、知識、地検を持って参加して適切な対応がなされます。 エ その他 販売促進や共同宣伝のような事実はありません。 その他説明事項	

(11) 施設の貸与	1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	【1】事業概要のうち施設管理運営事業について 1 当協会の定款の第3条において、「地方自治の振興と市町村の健全な発展を図るために、市町村の財政支援等の市町村を支援する諸事業を行い、もって住民福祉の増進に資することを目的とする。」と明記し、当該施設管理運営事業についても第4条に、前記の目的を達成するための事業に位置付けています。また、このことは、当協会のホームページにて一般に広く公開しています。 2 協会が所有する施設は、神奈川県及び県内の市町村のみが対象であり、また、施設の利用目的も行政運営上の必要な会議等に限定しています。また、事務室の貸与については、市町村関係団体のみに限定しており、個人や法人への貸与もありませんので、特に優遇措置は講じていません。しかし、協会の主財源は市町村振興宝くじの収益金となりますので、会議室などの一時貸与については、市町村は無料とし神奈川県には低額な料金を貸与しています。駐車場の貸与については、区分所有のため一般住民も対象となっていますが、事前に市町村が利用することが分かっている場合には予約をして便宜を図っています。 その他説明事項	
------------	--	--	--

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ）に係る神奈川県からの交付金を原資として県内の市町村振興を支援する事業	

〔1〕事業の概要について（注1）

【設立経緯等】

宝くじは、地方財政資金の調達方法の1つであるが、地方財政法（昭和23 年法律第109号）第32条の規定により都道府県、政令指定都市及び戦災により財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（現在は該当なし）だけが宝くじの発行を認められています。

しかしながら、昭和52年11月、オイルショック後の低経済成長が続き、地方財政資金の調達の必要性は、都道府県、政令指定都市等だけに限った問題ではなく、地方公共団体の共通の課題であることから、全国市長会が中心となって、全国町村会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、特別区長会、特別区議長会が宝くじの発行権を持たない一般市町村においても宝くじが発行できるよう自治大臣に要請した結果、地方財政法及び当せん金付証票法（昭和23年7月法律第144号）の改正をせずに宝くじの発行権を持つ都道府県が発行体となり、「市町村振興宝くじ」（通称：サマージャンボ宝くじ）の発行が認められました。

この宝くじの収益金は、市町村の振興に資するための経費に充てるものとされ、効果的に地域の実情にあった活用をするため、各都道府県に財団法人市町村振興協会が設立されました。

神奈川県においても、神奈川県市長会（拠出金50 万円）及び神奈川県町村会（拠出金50万円）が設立者になり、100万円を基本財産として、昭和54年4月1日に神奈川県知事の認可を受け設立され、また、平成16年に県内市町村職員の人材育成事業を通じて地方自治の振興と発展を目的として設立された旧財団法人神奈川県市町村研修センターの解散に伴い、共通の目的を持つ協会に事業の継承と残余財産の寄付がされました。

これらの寄付金と市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ（オータムジャンボ宝くじにあつては、平成13年度から発売開始））の収益金に係る神奈川県からの交付金を財源として、地方自治の振興と市町村の健全な発展を図り、もって住民の福祉の増進に寄与するための事業（市町村振興支援事業）を実施しています。基本研修、専門研修などの行政サービスを担う市町村職員が身に付けなければならない研修をも実施しています。

【事業実施の目的】

近年は、地方分権が進み、住民の自治体に対するニーズも多様化し、住民にもっとも身近な基礎自治体である市町村の果たす役割は、ますます増大すると共にその重要性も高まっています。しかしながら、社会情勢は大きく変化し、市町村の財政状況も厳しい状態が続く中、協会は設立の主旨に則り、サマージャンボ宝くじの収益金を原資として様々な市町村振興支援事業を実施し、市町村が住民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市町村の振興と発展を図り、住民が暮らしやすい社会が形成され、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的として

います。

【事業をまとめた理由】

協会は、1. 市町村に対する低利な資金貸付事業、2. 市町村が実施する公共事業や災害の予防のための事業等に対する交付事業、3. 県内の市町村の振興、発展に資する事業に対する助成事業、4. 市町村等の職員の研修事業、5. 市町村の振興に関する資料の収集及び情報提供事業、6. 市町村の共同利用施設（自治会館）の運営事業の6つの事業を、市町村振興宝くじ（通称：サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ）の収益金等を財源として、地方自治の振興と市町村の健全な発展を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的として実施していることから1つにまとめることが適当と考えます。

【個別事業の概要】

1 資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

〔内容〕

長期貸付と短期貸付の2種類の事業を実施しており、長期貸付は5種類の貸付期間を設け、市場金利よりも低い利率（上限3%、下限0.1%）にて貸し付けています。

短期貸付は、年度内一括償還の一時借入資金とし、貸付利率は、市場金利を勘案して理事長が定めています。

長期貸付、短期貸付ともに市場金利よりも低い利率に設定することにより、市町村の財政負担が軽減され、より低コストで住民生活に不可欠な社会資本の整備でき、住民にとっても低い負担で行政サービスの提供を受けることができます。

〔対象者〕

神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村と市町村で構成される一部事務組合です。

〔事業実施のための財源〕

サマージャンボ宝くじの収益金による神奈川県からの交付金及び運用益（貸付利息を含む）を積立てた市町村振興宝くじ交付金基金です。

（1）長期貸付事業

貸付に当たっては、証書貸付としています。なお、市町村からの借入希望額と協会の貸付可能資金額のバランスを考慮し、市町村間で公平に協会資金が充当されるように最低貸付枠（市は2億円、町村は1億円）を設定し、この最低貸付枠に満たない市町村分の資金については、最低貸付枠を超えて借入の希望をしている市町村に均等に貸付けています。

《貸付の対象事業》

災害時における市町村の緊急融資事業及び災害対策事業等で緊急に整備を要する施設等整備事業のうち神奈川県知事と協議が整った又は許可のあった事業です。

《貸付の期間等貸付条件》

- | | |
|----------|--------------------|
| 償還期間（区分） | 25 年（3 年据え置き期間を含む） |
| | 20 年（3 年据え置き期間を含む） |
| | 15 年（3 年据え置き期間を含む） |
| | 10 年（2 年据え置き期間を含む） |

5年（1年据え置き期間を含む）

償還方法 区分 25年、20年は、半年賦元利均等償還
区分 15年、10年、5年は、半年賦元金均等償還

貸付利率 貸付を実施する直前に発表される財政融資資金（国債の発行を通じて金融市場から調達した資金等を、財政融資資金として政府が支援するに相応しい事業を行う国の特別会計や地方公共団体、独立行政法人に融資する資金）の貸付利率から0.5%を減じた率

（2）短期貸付事業

貸付に当たっては、証書貸付としています。災害時における市町村の緊急事業の一時的な資金の貸付のため、原則として貸付年度内に元利金共に一括償還としています。
《貸付の対象》

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害または大規模な火事、爆発等に伴う災害に関連する事業の一時的な資金です。

2 市町村振興宝くじ交付金等の交付事業（定款第4条第1項第2号）

〔内容〕

当該事業は、市町村振興宝くじの収益金による神奈川県からの交付金及びその運用益を原資として、市町村が行う地方財政法第32条に定める事業に対して交付するものです。

（1）市町村交付金

《概要》

オータムジャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金の全額を市町村が地方財政法第32条に規定する事業に有効活用されるよう協会で定めた基準により市町村へ交付するもので、住民が暮らしやすい社会が形成され、もって住民の福祉の増進に寄与するものであります。

交付の基準は、各市町村の特性等を考慮して配分することが望ましく、均等割40%、均てん割20%、人口割40%と規程で定めております。

なお、当該交付金が協会の定める地方財政法第32条に掲げる事業に充当されるか確認するために、交付金の申請書に事業計画書を添付させ、事業終了後は報告書の提出を求めています。

《対象者》

神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村です。

《事業実施のための財源》

当該年度のオータムジャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金と前年度の神奈川県からの交付金の収入日から市町村へ交付した日までに生じる預金利息の合計額です。

（2）市町村振興特別交付金

《概要》

サマージャンボ宝くじの有効的な活用を図るため、市町村が実施する地方財政法第32条に規定する公共事業等のための財政的な支援として交付するものです。

市町村は、税収の減少もあり厳しい財政状況下にあっても、公共施設の整備や住民の安全を確保する種々の事業を遂行しなくてはなりません。特に平成20年に起こった米国の投資銀行（リーマン・ブラザーズ）の破綻による世界的な金融危機以降、ますます市町村の財政が厳しさを増している中、協会は、協会の目的である市町村の振興のための財政的な支援を行い、もって住民の福祉の増進に寄与するものであります。

（当該交付金は、平成23年度から実施（交付時期は平成24年3月）するもので、市町村への配分総額を平成23年度においては3億円とし、平成24年度以降は2億円を予定している。）

交付の配分基準は、オータムジャンボ宝くじを原資として市町村に配分する市町村交付金と同様に均等割40%、均てん割20%、人口割40%です。

なお、当該交付金が協会の定める地方財政法第32条に掲げる事業に充当されるか確認するために、交付金の申請書に事業計画書を添付させ、事業終了後は報告書の提出を求めています。

《対象者》

神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村です。

《事業実施のための財源》

市町村振興宝くじ交付金基金の運用益（貸付利息）です。

3 助成事業（定款第4条第1項第3号）

〔内容〕

市町村の振興と発展を図るための事業について、その事業費に対して助成を行っています。

〔事業実施のための財源等〕

市町村振興宝くじ交付金基金等の特定預金（市町村研修基金を除く）の運用益（貸付利息も含む）です。

（1）広域行政事業への助成

《概要》

市町村の広域連携による政策課題や複数の市町村に共通する新たな地域活性化のための調査研究等の取組みについて助成するもので、複数の市町村が共同で組織する団体が取り組む事業を対象とします。

1年度間の1市町村の助成限度額を500万円と定め、特定の市町村に助成が偏らないようにしています。

1事業への助成期間を5年間にすることで、各市町村が積極的に新たな地域振興事業がより多く展開されるようにしております。

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページ

ージで公表しています。

《対象者》

神奈川県内の複数の市町村（政令指定都市を除く）の共同事業体です。

（２）市町村の法制事務への助成

《概要》

地方分権が進展するとともに、情報化等により社会構造が高度化、複雑化する中で、特に厳格な対応が求められ、かつ、専門的知識を有している職員が不足しがちな法制度分野について、条例等の制定や改廃に係る検討や外部機関が行う法制事務支援システムの利用経費を助成し、多様な住民ニーズに公平かつ適正、的確に対応し、住民福祉が増進されることを目指しております。

なお、条例等の制定に係る委託経費と条例等の改廃に係る相談経費に分け、それぞれ1市町村あたり100万円を助成限度と定め、事業費の3分の2以内の助成を実施しています。

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

《対象者》

神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村です。

（３）消防広域応援の助成

《概要》

地震、風水害、林野火災等の大規模災害や高層建築物火災、石油コンビナート災害等の特殊な災害に際して、被災市町村の消防力のみによっては災害の防御又救助等が困難な場合で被災市町村の消防組織から消防組織法第43条の規定及び県下の消防相互応援協定第2条の規定により特別応援の要請を受け、1つの災害につき300万円を限度として応援した市町村の消防活動経費（この応援に係る経費は被災市町村が負担することになっている。）を助成するものです。この助成により、被災市町村の財政負担が軽減されるとともに、被災市町村の住民の財産、被災者の人命が守られることになります。

《対象者》

神奈川県内の政令指定都市を除く30市町村です。

（４）市町村振興宝くじ広報掲載料助成

《概要》

宝くじの発行については、当せん金付証票法第13条の2において住民に宝くじの収益金が地方財政資金の調達に寄与していることの理解を深めるための策を講じることになっております。市町村振興宝くじの発行体は都道府県ですが、その収益金が住民に反映される最小単位の自治体である市町村の振興資金となり、公共サービスをはじめ社会資本が整備され、暮らしやすい環境が整えられる財源となることの周知は、市町

村においても実施することが必要であると考えことから、市町村が発行する広報紙に市町村振興宝くじの広報を掲出させ、1掲載につき8万円と定め、4掲載を限度に助成するものです。

《対象者》

神奈川県内の政令指定都市（相模原市を除く）を除く31市町村です。

（5）市町村関係団体への助成

ア 市町村関係団体交付金

《概要》

市町村の関係団体である神奈川県市長会（県内の市長によって組織される会で市行政の円滑なる運営と発展に資し、もって地方自治の発展に寄与することを目的とした団体）、神奈川県町村会（県内の町村長によって組織される会で町村行政の円滑なる運営と発展に資し、もって地方自治の発展に寄与することを目的とした団体）、神奈川県市議会議長会（県内の市議会の議長によって組織される会で、地方自治の本旨に則り、市政に関する諸般の事項を研究し、都市の発展に資することを目的とした団体）、神奈川県町村議会議長会（県内の町村議会の議長によって組織される会で地方議会の円滑な運営と、地方自治の発展に寄与することを目的とした団体）、神奈川県都市監査委員会（県内の市と一部事務組合の監査委員によって組織される会で監査委員制度の円滑な運営とその進展を図ることを目的とした団体）、神奈川県町村等監査委員協議会（県内の町村と一部事務組合の監査委員によって組織される会で監査制度を通じて、町村行政の円滑な運営とその進展を図ることを目的とした団体）が各団体の関係者を対象として諸課題に対する迅速な判断力を養う研修及び市町村の振興と発展に資する調査研究事業を実施する場合に必要な経費について神奈川市長会に500万円、神奈川県町村会に450万円、神奈川県市議会議長会に360万円、神奈川県町村議会議長会に460万円、神奈川県都市監査員委員会に30万円、神奈川県町村等監査委員協議会に50万円を限度に助成するもので、各団体が実施することで市町村等が単独で実施するよりも効率的、経済的な効果が得られております。

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

《対象者》

神奈川県市長会、神奈川県町村会、神奈川県市議会議長会、神奈川県町村議会議長会、神奈川県都市監査委員協議会、神奈川県町村等監査委員協議会

イ 市町村関係団体特定事業助成金

《概要》

神奈川県市長会又は神奈川県町村会が、その構成員である市又は町村に共通する行財政運営上の適正化、合理化に資する特定の事業に必要な経費について助成するもので、両団体が実施することで市町村が単独で実施するよりも効率的、経済的な効果が得られております。

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

《対象者》

神奈川県市長会及び神奈川県町村会

ウ 市町村関係団体共通課題に係る研修・調査研究事業等助成

《概要》

市町村が共通して抱える課題について全体で共通した認識を持ち、問題を解決するための事業に必要な経費について助成するもので、市町村の長で組織する団体が実施することで効率的、経済的な効果が得られております。

助成に当たっては、申請された事業が協会が設置している当該助成制度要綱等の基準を満たしているかを審査した後に交付決定をしています。また、事業が完了した後は、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

《対象者》

神奈川県市長会等の市町村関係団体

4 市町村職員等の研修事業（定款第4条第1項第4号）

〔内容〕

市町村職員等に対する研修事業は、平成15年12月末日をもって解散した旧財団法人神奈川県市町村研修センターが実施していた事業を協会が基本的に承継したもので、行政に携わる市町村職員等が身に付けなければならない専門的な知識を習得させることにより職員の意識の向上が図られ、住民ニーズの高度化・多様化に対応することが可能となり、住民サービスの向上となる、行政課題の解決力を身に付けた職員の育成を目指しています。また、地域住民に対して行政運営への理解が深まるセミナーを開催し、より地域住民と行政とが共同した運営が図れることとしています。

〔対象者〕

県内の市町村職員、一部事務組合職員及び市町村関係団体（市町村自治啓発セミナーにあつては県内に在住する住民）

〔事業実施のための財源等〕

市町村振興宝くじ交付金基金の運用益（貸付利息を含む）、旧財団法人神奈川県市町村研修センターと統合時に受け入れた寄付金による市町村研修基金の運用益及び市町村からの負担金（総額600万円）で、旧財団法人神奈川県市町村研修センターと統合時に受け入れた研修施設（建物、建物附属設備、構築物、備品）で研修を実施しています。

（1）市町村職員への研修

横浜市を除く市町村と市町村で構成される一部事務組合を対象として集合研修を実施しており、研修講座においても基本的分野、専門的分野など市町村職員が必要とする内容について体系的に講座を設定し、各市町村の研修担当課を通じて、受講者を募集し、実施しています。（以下、自治啓発セミナーを除く研修等の事業も同様）

講師への謝金については、関係資料72 ページのとおり基準を設け、高額な報酬とならないようにしています。

（２）市町村職員の情報研修の実施

市町村職員が受講しやすいように、県内の５箇所（横浜、藤沢、厚木、相模原、小田原の各会場）に分散して会場を設営し、業務に必要不可欠な、ワード、エクセル、アクセス等の基礎から高度な応用まで学べる講座を開設、講師については、パソコン研修で実績を上げている外部業者に委託していますが、カリキュラムの内容などは協会で決定しています。

（３）自治啓発セミナー

地方自治の仕組み、市町村の役割、現状と課題等について理解を深めるために、広く地域住民を対象として開催するセミナーです。セミナーの開催にあたっては、ホームページ等を通じて広く住民に募集を図ります。

（４）調査研究

実施方法が異なる２つの調査研究を実施しており、成果については報告書を作成し市町村等に配布、並びに報告会を実施するなど広く周知に努め、市町村行政の運営に活かされております。

ア 特定行政課題調査研究

協会が設定した特定の行政課題について少人数グループの研究員がアドバイザーの指導のもとに調査研究を実施しています。

イ 課題テーマ別調査研究

幅広い分野の中から、市町村が現状において特に課題としている３テーマを評議員会、理事会で決定し、テーマごとに10 名程度で研究チームを結成し、海外調査を含む調査研究を行います。なお、３チームのうち１チームは、課題に精通した大学教授などのコーディネーターの指導のもとに実施しています。

（５）市町村職員の研修に係る助成

ア 地域別研修実施経費の助成

複数の市町村が共同して職員の資質の向上を図るために研修を実施する場合の研修に係る経費について50 万円を限度に助成します。

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

イ 市町村中央研修所等の受講経費の助成

協会の指定する研修機関（財団法人全国市町村研修財団が設置している２つの研修機関）で市町村職員が受講する場合に受講経費の10 分の８を助成しています。

助成に当たっては、1 年度間の当該研修機関への研修受講者リストを添付した申請書と、当該研修機関から当協会に通知される受講修了者名簿を照合し、助成を行っています。

ウ 国内先進地域調査研究助成

地域の共通する政策課題について複数の県内の市町村の職員がグループを結成し、先進地域（国内）へ出向き調査研究する経費について助成を行います。（調査先などは市町村職員が調整する。）

助成に当たっては、助成希望団体から申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

エ 自主研究グループ研究助成

複数の市町村の職員が自主的に集まり共同して行う地方行政上の諸課題についての調査研究に係る経費について、1 グループ、1 年度につき50 万円を限度とし、最長3 年間助成します。

助成に当たっては、助成希望団体から参加職員名簿を添付した申請書の提出を受け、申請の内容が協会が設置している当該助成制度要綱等に定める基準を満たしているかを審査した後に交付決定しています。また、事業の完了後には、実績報告書の提出を求め、結果をホームページで公表しています。

オ 研修施設等の貸与

市町村が市町村職員を対象にした研修や研究事業を実施する場合、その研修等に係る会場を無料で貸与し、DVD などの教材についても無償で貸出しを行っています。

5 情報提供事業（定款第4 条第1 項第5 号）

〔内容〕

市町村職員に対し、行政課題等に先進的に取り組んでいる他の市町村の施策などタイムリーな情報の提供や疑問点を投げかけ、問題解決の糸口になるよう市町村の職員が自由に意見交換をできる場を設け、市町村職員の円滑な業務遂行を図っております。

（1）機関誌の発行业

《概要》

地方自治の発展に寄与することを目的とし、地方行政に深く関わる各分野から情報を収集し、また著名な学識者等に執筆を依頼するなどした機関誌を年3 回発行し県内の市町村等へ無料で配布しています。

機関誌の発行に当たっては、市町村の広報担当者で組織する「機関誌編集委員会」を開催し、掲載記事等について検討し、より広く市町村が求める情報を掲載し行政運営が円滑に行われるための情報を提供しています。

《対象者》

県内の市町村（図書館を含む）及び市町村関係団体に配布しています。

《事業実施のための財源》

市町村振興宝くじ交付金基金等の特定預金（市町村研修基金を除く）の運用益（貸付利息を含む）です。

（２）ホームページ上における市町村の情報交流事業

協会のホームページ上に電子会議室を設け、政令指定都市を除く市町村の企画、財政及び研修の各担当課職員の意見の交換場所を提供し、県内の市町村が行っている政策等の情報交換が可能な環境を作っています。

《対象者》

横浜市を除く県内の市町村の企画・財政・研修担当課職員（ただし、川崎市及び相模原市においては研修担当課のみが対象）及び特定行政課題調査研究・課題テーマ別調査研究の研究員です。

《事業実施のための財源等》

市町村振興宝くじ交付金基金等の特定預金（市町村研修基金を除く）の運用益（貸付利息を含む。）です。

6 施設管理運営事業（定款第4条第1項第6号）

〔内容〕

神奈川自治会館は、昭和63年1月に神奈川県と市町村が共同で建設したもので、神奈川県庁に近く、県と市町村が共同した一体の建物のため、県と市町村間の連携協調が図られるとともに、市町村の行政運営の円滑化が図られています。

市町村部分においては、当協会が設置運営主体となることとされ、9階建の神奈川自治会館のうち3階から5階部分を区分所有（延べ床面積3,537.654平方メートルうち専有部分2,060.542平方メートル）しており、市町村職員の研修や打ち合わせのほか、市町村の利用に支障のない範囲で会議室の一時貸し出しを行うとともに、市町村関係団体の事務室をして利用しています。

〔事業実施のための財源等〕

神奈川自治会館の管理費用については、会議室等の一時貸し出しに係る利用収入及び事務室賃貸収入（事務室賃貸付帯収入を含む。）のほか、大半は、市町村振興宝くじ基金等の特定預金（市町村研修基金を除く。）の運用益（貸付利息を含む。）によっています。

〔収益事業等との関係〕

当協会は、神奈川自治会館の区分所有、管理に当たり、市町村の発展と振興を目的に共有の資産として建設された経緯を踏まえ、市町村の利用を優遇、優先することとしています。

このため、会議室の一時貸し出しにあっても、市町村及び市町村関係団体が主催する会議等については、原則無料として、市町村の財政負担の軽減に配慮するとともに、市

町村の利用に支障のない範囲で神奈川県庁の利用に有料で貸し出すことにより、県と市町村の連携の強化に資することとしています。収益事業等に係る（民間団体への）貸し出しは一切行っておりません。

また、会議室の貸し出しにあつては、使用目的を記載した申込書の提出を求め、公共目的事業としての利用であるかを確認しています。

事務室についても市町村関係団体に限って事務室をして貸し出しておりますが、市町村行政そのものと言っても過言でない市町村の連携組織（市長会、町村会等）は無償としています。なお、事務室にあつても民間団体への貸し出しは一切行っておりません。

（１）事務室の貸与

ア入居団体（対象者）

神奈川県市長会、神奈川県町村会、神奈川県町村議会議長会、神奈川県市町村職員退職手当組合、神奈川県市町村職員共済組合です。

イ事務室料

使用面積（１平方メートル当たり１,９５０円を上限）により算出（関係資料８１ページ）ただし、神奈川県市町村退職手当組合にあつては、一部事務組合で地方自治体と同様であり、神奈川県市長会、神奈川県町村会及び神奈川県町村議会議長会にあつては、神奈川県と市町村の間の連絡調整を行い県内の市町村の振興が図られるように先頭に立って事業を行っている組織であることから、神奈川自治会館が建設されることとなった本旨と同様であることから、賃料は全額免除（事務室の使用に付帯する清掃等の管理経費についても同様に全額免除）としている。なお、光熱水費及び消耗品にあつては、全使用料の２分の１の額に対して各入居団体の面積割りで徴収しています。

（２）会議室の貸与

ア利用者（対象者）

市町村、市町村関係団体及び神奈川県の職員です。

イ貸出の対象

市町村、市町村関係団体及び神奈川県が主催する会議及び研修です。

ウ利用料（関係資料８１ページ）

市町村及び市町村関係団体の利用は無料としている。神奈川県の利用については、協会の自治会館運営管理規定に従い徴収（ただし、神奈川県が主催した会議等であっても対象者を市町村職員とした内容である場合は無料としている。）しています。

（３）駐車場の貸与

ア利用者（対象者）

神奈川県と共有部分であることから、駐車場面積の２分の１が協会の持ち分となります。

（駐車スペース２４台中、１２台分）。管理は神奈川県に委託しており、料金及び利用規則等は神奈川県が定めています。

イ利用料（関係資料81 ページ）

神奈川県が定める額（1時間当たり410 円（1日の上限は2,000 円））です。ただし、市町村及び市町村関係団体が市町村間の行政事務等の連絡等のために来館する際の利用料は無料としています。―

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。